



所有者には
管理責任があります！



空き家の管理、 していますか？

空き家の解体費用助成

- 対象となる空き家
昭和56年5月31日以前に建築された住宅で以下のいづれかに該当
 - ・空き家になって5年以上経過したもの
 - ・焼津市空き家バンクに登録し2年以上経過したもの
 - ・宅建業者と媒介契約を締結し2年以上経過したもの
 - ・無接道の空き家
- ※住宅：一戸建て住宅、長屋、店舗等の用途を兼ねるもの
- ※TOUKAI-0事業による補助を受けたものを除く
- 補助額
補助対象経費の3分の1以内の額とし30万円を限度
※予算がなくなり次第、終了となります

空き家バンク

所有者が売却を希望する空き家の情報を市のホームページなどに公開することで、空き家の購入を希望する方に紹介する制度です。

また、焼津市と連携する市内の不動産業者が物件調査から仲介業務を行うため、購入希望者が現れた場合は、安心して売買契約に関する事務手続きを行うことができます。

お問合せ先

焼津市 住宅・公共建築課 住宅政策担当
 電話：(054)626-2163 住所：焼津市本町二丁目16番32号



適正管理に関するご案内



1. 空き家は定期的な点検が必要です。

空き家の放置は劣化の進行を早めてしまいます。老朽化させないため定期的に換気や樹木及び雑草の手入れを行う等、適切に管理しましょう。遠方にお住まい等の理由で管理が困難な場合は、民間の管理代行サービスの利用を検討しましょう。



2. 現在の登記を確認しましょう。

相続登記がされておらず、前所有者の名義になっていると、将来トラブルになる可能性があります。現在の登記を確認し、現状と異なっている場合には、必要な登記手続きを済ませておきましょう。



3. 生前に相続対策について話し合しましょう。

空き家の取得原因の半数以上は相続によるものです。居住しているときから親族間で話し合いや遺言書の作成などにより方針を決めておきましょう。円滑な相続がトラブル防止につながります。



4. 専門家に相談しましょう。

空き家に関するお悩みの内容に応じた専門家へご相談ください。



内 容	団 体 名	相 談 口 名	電 話 番 号
①相続、境界等の紛争の解決 ②相続人不在の場合の空家処分 ③空家の権利関係の調査 ④将来空家となることが見込まれる建物の処分	静岡県弁護士会	静岡県弁護士会 業務改革委員会	054-252-0008
①不動産の相続や売買等の登記手続き ②①に関する助言、情報の提供その他の法律相談	静岡県司法書士会	司法書士総合相談センター しずおか (平日 14:00 ~ 17:00)	054-289-3704
①不動産表示に関する登記 ②敷地の境界確認等	静岡県土地家屋調査士会	静岡県土地家屋調査士会	054-282-0600
①建築物の調査・維持・活用方法 ②改修・補修・リフォームプラン ③耐震診断・補強計画等	一般社団法人 志太建築士会	建築よろず相談 毎月第2火曜日 13:00 ~ 15:30	054-637-9804

※不動産の賃貸や売買に関する相談は、市内の協力業者をご案内いたします。

一緒に空き家問題の解決に向けて取り組みましょう。

